

気仙沼・南三陸地域酒蔵ツーリズム造成業務仕様書

1 委託業務名

気仙沼・南三陸地域酒蔵ツーリズム造成業務

2 業務の目的

気仙沼・南三陸地域では、古くから地酒として親しまれる酒蔵をはじめ、近年設置されたワイナリーやブリュワリーなど、様々な地域産酒類があり、地元食材とのマリアージュ商品や酒蔵体験ツアーなども創出され観光コンテンツとしても注目されている。

これらの観光コンテンツを様々な体験型プログラムと組み合わせた旅行商品の企画・造成及び販売、並びにそれに合わせた地域全体及び隣接の観光地等を広く「面」で捉えて、エリアの魅力を総合的に情報発信することで、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るとともに、特に冬期における誘客促進と観光消費の増加を目指すもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務概要

気仙沼市、南三陸町等において、地域産酒類（商品の企画が気仙沼市又は南三陸町で取り組まれた日本酒・ワイン・ビール等で、生産工程の一部又は全部が各市町で行なわれているかは問わない。）を活用した旅行商品の造成及び販売並びに情報発信、効果測定

5 業務内容

(1) 旅行商品の造成

イ 内容

(イ) 地域産酒類を味わう旅行商品を造成する。

(ロ) 旅行商品には、気仙沼市、南三陸町ならではの食や自然、地域文化、産業などの地域資源を用いた体験、震災遺構や伝承施設の見学などを盛り込むこと。

(ハ) 気仙沼市内と南三陸町内に宿泊するコースをそれぞれ1つ以上造成すること。宿泊施設は旅行業法第3条の規定に基づく登録を受け、かつ全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が定める「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守していることを要件とする。

ロ 対象地域

本事業の対象地域は気仙沼市・南三陸町のほか、両市町の近隣の地域を加えることができる。

ハ 対象経費

旅行商品の企画・造成及び販売並びに情報発信・評価にかかるものとし、旅行者に対する交通費及び宿泊費等の割引は対象外とする。

ニ 実施数量

特に設けない。

ホ 販売期間

令和4年12月から令和5年2月までの間に実施すること。

なお、業務委託期間内に全ての事務手続きを完了できる期間を設定すること。

ヘ 体験型アクティビティについて

対象地域内において既に実施されている体験型アクティビティをコース内オプションとして追加することができるものとする。

(2) 旅行商品の販売

上記(1)により造成した旅行商品を販売する。

- (3) 広報
旅行商品の販売に係る広報を実施すること。
- (4) 効果測定
旅行商品の販売による効果を測定するため、旅行商品購入者へのアンケートを行い、販売した旅行商品の自己評価を実施すること。
【評価方法の例】
当該商品の情報を掲載しているサイト等のPV数、各種SNSでのハッシュタグ投稿数等。
- (5) 業務管理
 - イ 旅行商品の造成・販売において、利用者、関係施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。
 - ロ 契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、発注者の承認を受けること。
 - ハ 業務完了後、速やかに旅行商品の造成に係る調整先、その調整経過などをまとめるほか、旅行商品の内容、参加者数、広報に関するデータ、5（4）の効果測定等を記載した「業務実施状況報告書」（任意様式）を業務完了報告書に添付して提出すること。

6 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと。
- (2) 本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。
- (3) 観光需要喚起策である他の宿泊割引制度（新たなGo Toトラベル事業やみやぎ宿泊割りキャンペーン等）との併用は可とする。
- (4) 新型コロナウイルスの影響により業務を中止せざるを得ない場合、発注者は受注者と協議のうえ、それまでの業務に要した費用を支払うものとする。